

審査基準

令和6年3月1日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第56条第2項
処分の概要	荷台乗車の許可
原権者	警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）
法令の定め	道路交通法第58条（制限外許可証の交付等） 道路交通法施行令第24条（制限外許可の条件） 道路交通法施行規則第8条（制限外許可証の様式等）
審査基準	別紙のとおり
標準処理期間	5日以内（行政庁の休日を含まない）
申請先	当該車両の出発地を管轄する警察署長 （警察署又は交番、駐在所）
問い合わせ先	各警察署もしくは、警察本部交通部交通規制課 （048）832-0110
備考	

別紙

(荷台乗車の許可)

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可対象行為が荷台に乗車させる人員を限定することにより、次の1及び2の両方の条件を満たすこととなると認めるときは、許可することができる。

1 車両の構造に関する基準

当該荷台乗車を許可する場合において、当該車両が次の(1)から(3)の条件を満たさなければならない。

- (1) 当該許可申請に基づく荷台乗車をして、当該車両を運転する場合において、道路交通に関する法令に違反しないこと。
- (2) 前記(1)のほか、制動能力や操作性の低下等に起因する運転上の危険が生ずるおそれがないこと。
- (3) 当該荷台乗車許可によって、荷台に乗車した者の安全が確保できること。

2 道路又は交通の状況に関する基準

出発地から目的地までの道路に急カーブがある場合や、交通の頻繁な場所がある場合等において、荷台に乗車した者が振り落とされるおそれがあるなど、道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがないこと。